

(配布先)

支店長・副支店長
施工担当部署長・建設所長
副部長・副所長・統括工事長
安全長・安全主任
工事長・工事主任
関西支店取引業者災害防止協議会

関西支店 安全総括責任者

墜落制止用器具(安全帯)使用誓約書の解除について

2023年7月3日に発行しました、事務連絡(安－2023－12)で指示した墜落制止用器具(安全帯)使用誓約書の運用については、7月中に同種災害が発生しなかったため、7月31日までで一時解除とします。

ただし、各作業所における継続運用は、作業所判断とします。

墜落災害絶滅のため、以下の5点について、継続実施してください。

- ①「安全帯未使用ペナルティ制度」の厳格運用により、安全帯を100%使用させること。
- ②作業手順を作成する際は、墜落防止のダブルセーフティを実施すること。
- ③安全帯の適正使用が習慣化されるよう、安全帯試行設備による毎日の訓練を徹底すること。
- ④当社・取引業者は足場設置時・作業開始前に足場を点検し、不具合があれば双方で打合せを行い適切な足場を設置すること。
- ⑤安全帯に頼らざるを得ない作業(鉄骨建方等)については、必ず専任の監視員を配置すること。

なお、関西支店の管内の現場で、墜落災害が再発した際は、事務連絡(安－2023－12)による墜落制止用器具(安全帯)使用誓約書の運用を再開します。

以 上